

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
20	令和六年度物価高騰支援臨時給付金

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

有田市は、令和六年度物価高騰支援臨時給付金に関する事務における特定個人情報ファイルの取り扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取り扱いが個人のプライバシー等の権利権益を保護し、情報漏えい等のリスクについて適切な措置を講じることを宣言する。

特記事項	
------	--

評価実施機関名

和歌山県有田市長

公表日

令和8年8月25日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	令和六年度物価高騰支援臨時給付金に関する事務
②事務の概要	デフレ脱却のための総合経済対策により令和6年度新たに低所得世帯（住民税非課税世帯・住民税均等割のみ課税世帯）となった世帯に対して、1世帯あたり10万円を支給するとともに、定額減税によって減税しきれないと見込まれる者に対する調整給付金を支給する。 ＜事務内容＞ 1 低所得世帯への支給 ①対象者の抽出 ②確認書の送付 ③給付金の支給 2 調整給付金の支給 ①対象者の抽出 ②確認書の送付 ③給付金の支給 令和6年分の課税状況を有田市で把握していないものについて、情報照会を行い給付対象者の把握を行う。 公金受取口座の一括照会。
③システムの名称	・住民基本台帳ネットワークシステム・住民税システム ・団体内統合宛名システム ・中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
令和六年度物価高騰支援臨時給付金ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・番号法第9条第1項 別表第135の項 ・番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令第74条 ・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律（令和3年法律第38号）第10条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 [実施する]
②法令上の根拠	【情報連携の根拠】 ・番号法第19条第8号 ・番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表160の項、第162条 ・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律（令和3年法律第38号）第11条
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	福祉部福祉課
②所属長の役職名	福祉課長

6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	有田市役所 経営管理部総務課総務係 〒649-0392 和歌山県有田市箕島50番地 TEL 0737-83-1111
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	有田市役所 福祉部福祉課福祉企画係 〒649-0392 和歌山県有田市箕島50番地 TEL 0737-83-1111
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年6月3日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年6月3日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [○]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [○]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[] 接続しない(入手)	[] 接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
7. 特定個人情報の保管・消去			
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
8. 人手を介在させる作業		[] 人手を介在させる作業はない	
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
	判断の根拠	特定個人情報の入手から保管、廃棄までの取扱いに関して手作業が介在するが、いずれの局面においても確認が必要だが、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。	
9. 監査			
実施の有無	[☐] 自己点検	[] 内部監査	[] 外部監査
10. 従業者に対する教育・啓発			
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない	
11. 最も優先度が高いと考えられる対策		[] 全項目評価又は重点項目評価を実施する	
最も優先度が高いと考えられる対策	[8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発		
当該対策は十分か【再掲】	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
	判断の根拠	情報セキュリティ対策基準の遵守、特定個人情報ファイルの滅失・毀損が発生した場合に復旧できるようバックアップを保管、また、漏えい・滅失・毀損を防ぐために物理的安全管理措置や技術的安全管理措置を実施している。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年7月1日	I 関連情報 3.個人番号の利用 法令上の根拠	・番号法第9条第1項 別表第一第101の項 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第74条 ・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(令和3年法律第38号)第10条	・番号法第9条第1項 別表第135の項 ・番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令第74条 ・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(令和3年法律第38号)第10条	事後	
令和7年7月1日	I 関連情報 4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	【情報連携の根拠】 ・番号法第19条第8号、別表第二第121の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第59条の4 ・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(令和3年法律第38号)第11条	【情報連携の根拠】 ・番号法第19条第8号 ・番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表160の項、第162条 ・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(令和3年法律第38号)第11条	事後	
令和7年7月1日	I 関連情報 7.特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	有田市役所 経営管理部総務課総務係 〒649-0392 和歌山県有田市箕島50番地 TEL 0737-83-1111	有田市役所 経営管理部総務課総務管財係 〒649-0392 和歌山県有田市箕島50番地 TEL 0737-83-1111	事後	
令和7年7月1日	IV リスク対策 8.人手を介在させる作業	新設	十分である (判断の根拠) 特定個人情報の入手から保管、廃棄までの取扱いに関して手作業が介在するが、いずれの局面においても確認が必要だが、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。	事後	新様式
令和7年7月1日	IV リスク対策 11.最も優先度が高いと考えらえる対策 最も優先度が高いと考えらえる対策	新設	8)特定個人情報の漏えい・滅失・毀損をリスクへの対策	事後	新様式
令和7年7月1日	IV リスク対策 11.最も優先度が高いと考えらえる対策 当該対策は十分か【再掲】	新設	十分である (判断の根拠) 情報セキュリティ対策基準の遵守、特定個人情報ファイルの滅失・毀損が発生した場合に復旧できるようバックアップを保管、また、漏えい・滅失・毀損を防ぐために物理的安全管理措置や技術的安全管理措置を実施している。	事後	新様式
令和8年8月25日	I 関連情報 5.評価実施機関における担当 部署 ①部署	市民福祉部福祉課	福祉部福祉課	事後	
令和8年8月25日	I 関連情報 7.特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	有田市役所 経営管理部総務課総務管財係 〒649-0392 和歌山県有田市箕島50番地 TEL 0737-83-1111	有田市役所 経営管理部総務課総務係 〒649-0392 和歌山県有田市箕島50番地 TEL 0737-83-1111	事後	
令和8年8月25日	I 関連情報 8.特定個人情報の取扱いに関する問合せ 連絡先	有田市役所 市民福祉部福祉課福祉相談係 〒649-0392 和歌山県有田市箕島50番地 TEL 0737-83-1111	有田市役所 福祉部福祉課福祉企画係 〒649-0392 和歌山県有田市箕島50番地 TEL 0737-83-1111	事後	